

○公立千歳科学技術大学情報セキュリティポリシー

令和2年4月1日

(目的)

第1 公立千歳科学技術大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置し、運用することを目的とする。

(運用の基本方針)

第2 第1の目的を達成するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るため、別に定める情報セキュリティ対策基準により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用し、全学で供用する。

(推進体制)

第3 本学情報システムにおけるセキュリティ面での円滑な運用のため、DX推進委員会を置く。DX推進委員会については別に定める。

(利用者の義務)

第4 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本情報セキュリティポリシー及び公立千歳科学技術大学情報セキュリティ対策基準及び別に定める倫理規程等を遵守しなければならない。

(利用の制限及び罰則)

第5 本方針に基づく規程等に違反した場合は、法令及び本学の規程等に基づき利用の制限及び罰則等を科すことができるものとする。

(教育・訓練)

第6 情報資産を適正に活用するために、情報を取り扱う職員への教育の実施と緊急事態への対応を訓練する。

(物理的な対策)

第7 情報資産を誤用、盗難、妨害から守るために、物理的・環境的な保護策を講ずる。

(技術的な対策)

第8 情報システムに対して適切な防護策を講じるとともに、マルウェアなどの悪意のあるソフトウェアの検出とその予防対策を実施する。

(運用対策)

第9 情報資産の正当な利用の徹底のために、情報の取り扱いについての基準や手順を定め、遵守する。

(教育・研究の継続)

第10 災害など対策（予防）しえない事項による事態が発生した場合に、教育・研究活動を継続していくための計画を策定し、対応する。

（法令遵守）

第11 個人情報保護や不正アクセス行為の禁止にかかわる法令を遵守する。

（評価・見直し）

第12 情報資産の変化や新たな脅威に対応するため、定期的に見直しを実施する。

（庶務）

第13 この情報セキュリティポリシーに関する庶務は、情報・メディア課において処理する。

（改廃）

第14 この方針の改廃は、DX推進委員会での議を経て理事長が行う。

附 則

この情報セキュリティポリシーは、令和2年4月1日から施行する。

この情報セキュリティポリシーは、令和7年6月10日から施行する。